**（２）-４ 仲介貿易取引審査票(含む記入要領)**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 最終判定権者 | 輸出管理統括部門長 | 起票部門長 | 起票部門担当者 |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |

1. 仲介貿易取引案件の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 件名　　 |  |
| 船積地域（国名） |  |
| 仕向地（国名） |  |
| 貨物名　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（金額）：　　　　　　　　 |
| 輸出令別１の1項該非判定 | 　輸出令別１:　１項　　号　□該当　□非該当　　□不明･疑義　 |
| ｢買い｣｢借り｣「受贈」契約先　 | 名称英字 | （新規・継続） |
| 所在地 |  |
| 契約(予定)時期 | 年　　月　　日 |
| ｢売り｣｢貸し｣｢贈与｣契約先 | 名称英字 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（新規・継続）　 |
| 所在地 |  |
| 契約(予定)時期 | 年　　月　　日 |
| 仲介契約当事者＊ | 名称英字 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 所在地 |  |
| 用途 | 内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）資料:□有　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　□無 |
| 用途チェック | ① 核兵器等の開発等に用いられるおそれがあるか　□はい・□いいえ② 上記①の確認に不明点又は疑義があるか　　　　□はい・□いいえ |
| 経済産業大臣から　の通知 | 経済産業大臣から個別許可を申請すべき旨通知を受けたか　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□はい・□いいえ |
| 取引経路(国名・企業名） | 　　　　　　　――＞　　　　　　　　――＞ |
| ＊仲介契約の当事者が、当社(日本法人)以外の場合（ 例）海外支店）にその名称、所在地を記載する。２．総合取引判定結果　(判定年月日：　　　　年　　月　　日） |
| 取引審査判定　　　 | □承認する□条件付き承認 | 　□許可申請要　□許可申請不要 |
| * 経済産業省相談
* 承認しない
 |
| 取引承認条件 |  |
| 上記判定理由 |  |

**『仲介貿易取引審査票』記入要領**

 １．仲介貿易取引案件の概要

　　営業部門等が必要項目を記入し、輸出管理統括部門等に取引審査の申請を行う。

　　（１）件名；

　　　　取引に関するシステム名称又はプロジェクト名称等を記入する。

　　（２）船積地域（国名）；

　　　　貨物を他の外国に向けて移動させるために船舶、航空機、鉄道、車両その他輸送手段に積み込む外国をいう。

　　（３）仕向地(国名)；

　　　　外国相互間の貨物が移動する先の最終陸揚港の属する地域(国)を記入する。

　　（４）貨物名；

　　　　用途・機能がわかる構成上代表的な対象貨物名を記入する。金額欄には、売買契約、貸借契約各々の対象貨物のみの取引金額を記入する。

　　（５）該非判定；

　　　　営業部門等が確認した該非判定結果を記入する。その製品が輸出令別表第1の1の項に該当

　　　　する場合には、「該当」にチェックを入れ、輸出令別表第1の1の項の該当する号番を必ず記入する。

　　　　「非該当」には、対象外を含む。判定依頼中又は、仕様が定まらず判定が未だ出来ない場

　　　　合には、｢不明・疑義｣にチェックを入れる。

　　（６）「買い」「借り」「受贈」契約先；

　　　　買い、借り又は受贈契約の相手方である発注先の名称(英文名)及び所在地を記入する。
併せて、その者が新規取引顧客なのか、継続的に取引する顧客かの区分を明記する。

　　（７）契約(予定)時期；

　　　　買い、借り、又は受贈契約が成立した時期又は、成立する予定時期を記入する。

　　（８）「売り」「貸し」「贈与」契約先；

　　　　売り、貸し又は贈与契約の相手方である発注者の名称(英文名)及び所在地を記入する。
併せて、その者が新規取引顧客なのか、継続的に取引する顧客かの区分を明記する。

　　（９）契約(予定)時期；

　　　　売り、貸し又は贈与契約が成立した時期又は、成立する予定時期を記入する。

　　（10）仲介契約当事者；

　　　　支店又は代理人が売買、貸借又は贈与に関する事務を行う場合にも当社が売買、貸借又は贈与の
当事者となるため、その場合の支店又は代理人の名称(英文名)及び所在地を記入する。

　　（11）用途；

　　　　対象貨物の用途をできるだけ具体的に記入する。その貨物が輸出令別表第1の1の項に該当する場合又は、核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合は、その判断根拠となる資料を必ず添付すること。

　　（12）用途チェック；

　　　　用途確認の結果、核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合は、①の「はい」にチェックを入れる。若しくは、確認の結果、不明点又はその疑いがある場合は、②の「はい」にチェックを入れる。

　　(13)経済産業大臣からの通知；

　経済産業大臣から核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるとして通知があった場合（いわゆるインフォーム要件）に「はい」にチェックを入れる。

　　 (14)取引経路；

 基本的には、貨物の移動に関わる仲介者、輸出者、輸入者等判明している者全てを記入する。

２．総合取引判定結果

1. 取引審査判定；

①総合審査の結果、｢承認する｣又は｢条件付き承認｣の場合、貨物の該非判定が輸出令
別表第1の1の項に該当であれば、原則として許可申請要にチェックを入れる。

また、貨物・技術の該非判定結果が「1項非該当」であれば、用途チェック結果及び、

船積地域又は仕向地が輸出令別表第３の地域か否かによって個別許可申請要否を
判断する。

 ②総合審査の結果、判定に際し疑義がある取引で経済省への相談が必要であると認めら

れる場合、「経済産業省相談」にチェックする。

1. 取引承認条件；

　　総合審査の結果、承認に条件をつける場合にはその内容を具体的に記入する。

　　例えば、売買、貸借又は贈与契約先等から不正輸出、不正転売及び不正転用防止の

　　ための確認書又は誓約書の取得を義務付けるといったことが挙げられる。

1. 上記判定理由；

　　取引審査判定の根拠を明確かつ具体的に記入する。